

募集

栗きんとんづくり講座の受講生

秋の味覚、クリで栗きんとんを作りませんか。栗きんとんやクリ栽培に興味のある方は大歓迎です。栗きんとん作りの名人が丁寧に指導しますので、初めての方でも簡単に作れます。

□とき 10月7日(出)午前9時半～11時半

□ところ 恵那文化センター

□対象 クリ栽培に関心がある方(平成30年1月に開催予定のクリ栽培基本技術講習会)



▲一つ一つ丁寧にクリの実を取り出す

の案内を後日連絡します)

□定員 15人(先着順)

□料金 無料

□講師 肥田明美さん

□持ち物 頭巾、エプロン

□申し込み方法 電話で申し込み。

□締め切り 9月22日(金)

□申込 恵那農林事務所 ☎ 26-1111 (内線388)

上下水道検針票に掲載する広告主

市では、上下水道の検針時に発行する検針票に掲載する広告主を募集します。自主財源の確保や広告主の営業活動の支援などが目的です。

□対象 法人と個人

□内容 検針票裏面に単色(青色)で広告を掲載

□募集枠 2枠(1枠、縦60×横69・5mm)

□料金 1枠5万円(税抜)以上(申し込み後に入札を行います)

□申し込み方法 上下水道課に備え付けの申請書に記入の上、申し込み。

※申請書は市ウェブサイト(<http://www.city.ena.jp>)からも入手できます

伝統文化の保存と伝承活動に助成

県信用農業協同組合連合会は「公益信託JA・岐阜県信連民俗文化財振興基金」を設立しました。県内で、現代へと伝えられてきた多くの伝統文化や民俗文化財の、保存と伝承活動に対して助成をします。

□対象 ①民俗文化財の道具や衣装などの修理や新調 ②民俗文化財を次世代に伝えるための記録などの活動 ③民俗文化財伝承のための伝習活動、後継者育成活動 ④諸行事など、さまざまな場を通じて



▲各地で伝えられる伝統文化

□締め切り 9月29日(金)

□申込 上下水道課(本庁舎2階、内線222)

イクボス養成ミニ学会の受講者

県では、部下や同僚が抱える育児や介護などの事情を理解し、その人のワーク・ライフ・バランスに配慮して活躍できるようにする、経営者や

□募集期間 10月2日(月)～11月30日(木)(当日消印有効)

□申込 〒101-0004 東京都千代田区内神田1-1-12 農中信用託銀行営業推進部「JA・岐阜県信連民俗文化財振興基金」係 ☎ 03-5281-1340

□申込 生涯学習課(内線471)

農地利用状況調査

市農業委員会では農地法第30条第1項の規定に基づき、9月上旬から11月下旬にかけて、市内全域の農地の利用状況調査を実施します。

調査は遊休農地の実態把握と発生防止、解消に向けての働きかけを行うことを目的としています。調査の際に調査員が農地に立ち入る場合もありますので、理解と協力をお願いいたします。

□申込 農業委員会事務局(内線376)

金澤翔子揮毫作品の常設展示

第280回恵那文化劇場の一つとして、7月25日に恵那文化センターにてダウン症で女流書家の金澤翔子さんが揮毫した『共に生きる』を市民会館の事務所前階段踊り場で9月22日(金)から常設展示します。翔子さんの伸び伸びと力強く、生命力あふれる作品をぜひご覧ください。

□申込 市文化センター ☎ 25-5121

健康呼吸器教室の受講者

呼吸器疾患などによる慢性呼吸不全の方を対象に、健康呼吸器教室を開催します。快適な療養生活を送るための対応方法について学びます。

□とき 9月26日(火)午後1時半～午後3時(受け付けは午後1時)

□ところ 中津川市健康福祉会館(中津川市)

□対象 呼吸器疾患などによる慢性呼吸不全がある方や在宅酸素を利用されている方とその家族

平成30年4月入校の防衛大学校などの学生

□種別 防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科学生、防衛医科大学校看護学科学科学生

□対象 高卒(見込み含む)21歳未満

□締め切り 9月29日(金)

□その他 申し込み方法や願書の請求に関する詳細は問い合わせください。

□申込 自衛隊岐阜地方協力本部 恵那地域事務所 ☎ 26-4310

中山道広重美術館のスパナー企業

中山道広重美術館では一般企業に対し、美術館の観覧スパナーを募集します。この制度は、特定の開館時間帯の観覧料金相当額をスパナー企業に負担していただき、その時間帯の美術館観覧料を無料にするものです。

□募集内容 火曜日から金曜日までの①午前9時半～正午 ②正午～午後2時半 ③午後2時半～5時の12枠。1枠当たりの負担金額は年間50万円。

□スパナー特典 ①館内のスパナー企業ポードに企業

中山道ひし屋資料館で抹茶のおもてなし

市茶道連盟による抹茶のおもてなしを行います。この日は入館料が無料です。

□とき 9月16日(出)午前10時～午後3時(無くなり次第終了)

□ところ 中山道ひし屋資料館茶室

□料金 一服100円(お菓子付き)

身体障がい者の補装具などの巡回相談

県身体障害者更生相談所では、体の不自由な方を対象に補装具(車いす、装具など)の交付と、修理のための相談や判定を実施します。相談などを希望する方はお出掛けください。

□とき 9月12日(火)午後2時～4時

※最終受け付けは午後3時半



▲7月25日に揮毫した作品

案内

ペットのふんは持ち帰るのがマナー

「ペットのふんが放置されている」という苦情が寄せられます。ペットと散歩する場合は、ふんを持ち帰るのがマナーです。飼い主の責任で回収し、自宅へ持ち帰るようにしてください。



▲ペットのふんを持ち帰る

環境課（内線209）

就業構造基本調査

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は国民の就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策を始め、経済政策などに

必要な基礎資料を得ることを目的に実施します。

調査の対象は抽出により決定され、市内では240世帯が対象になっています。調査対象世帯には、9月上旬から調査員が伺います。調査の趣旨を理解いただき、協力をお願いいたします。

企画課（内線346）

秋月の宵 筑前琵琶演奏会

中山道ひし屋資料館の秋の風物詩となっている筑前琵琶演奏会。琵琶奏者の田中旭泉さんと、マンドリン奏者が「二つの笠置山」をテーマに演奏します。

□とき 10月10日(火)午後6時半（開場は午後6時）



▲琵琶奏者の田中旭泉さん

□ところ 中山道ひし屋資料館（大井町）

□出演 田中旭泉（琵琶奏者）、河内龍一・久保田勝美（マンドリン奏者）

□演目 「笠置落」（琵琶）、「枯葉の想い」「荒城の月」（マンドリン）、「森羅」（琵琶とマンドリン）、「大楠公」（琵琶）

□定員 150人

□料金 1000円（高校生以下無料・入館料を含む）

□入場券販売 9月8日(金)から中山道ひし屋資料館、恵那文化センター、生涯学習課で販売

生涯学習課（内線472）

ごみの焼却は禁止、草木の焼却も配慮ください

ごみの野外焼却（野焼き）は法律（廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条の2）で、一部の例外を除き禁止されています。

違反者には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。ごみの野外焼却は絶対に行わないようにしましょう。

一部の例外事項
① 農業活動に伴う刈り草や枝

葉などの焼却

② 庭の手入れなどで発生した刈り草や落ち葉の軽微な焼却

③ どんど焼き、キャンプファイヤーなど風俗習慣や宗教行事のための焼却

※例外で認められている場合でも、煙や臭いが近所迷惑にならないよう、周囲の生活環境に十分配慮してください



▲ごみの野外焼却は禁止

環境課（内線209）

宝くじの助成でイベント備品を整備

市内の2地域で宝くじの助成金を活用し、イベント用の活動備品を整備しました。

串原自治連合会

イベント用のテントを整備しました。

吉田地域活性化委員会

イベント用のテントやテーブルを整備しました。

宝くじ事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源として行われているもので、地域のコミュニティ活動の充実や強化を目的としています。整備されました。



▲吉田地域のイベント



▲串原地域のイベント

た備品は、各種イベントや自治会での活動に活用されます。

地域振興課（内線343）

9月10日は下水道の日

「下水道の日」は、下水道の普及を目的に「全国下水道促進デー」として1961年（昭和36年）に始まりました。

下水道は、トイレや台所からの汚れた水を下水管を通して処理場に集め、きれいな水にして川に流す重要な働きをしています。トイレにティッシュペーパーを流したり、台所に調理後の油を流したりするなど、下水管の詰まりの原因となることはしていませんか。下水道の日をきっかけに、下水道の利用方法について一度、見直してみよう。下水道の整備された地域にお住まいの方は、生活環境改善のため下水道に接続しましょう。詳しくは上下水道課まで問い合わせください。

上下水道課（内線219）

「音楽の絵本」クラシックコンサート

0歳から入場できる、親子のためのクラシックコンサート。姿かたちはユーモラスでも演奏は一級品。妥協はしま



▲0歳から楽しめるクラシックコンサート

市文化振興会 ☎ 26-3524

※3歳以上は有料。3歳未満のお子さんは、保護者1人につき1人まで膝上での鑑賞は無料。ただし席が必要な場合は有料

環境課（内線209）

福祉医療費受給者証の申請は忘れずに

確認を!

福祉医療費受給者証の更新手続きを行います。対象者（重度心身障がい者）の方に9月中旬までに案内文書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

同封の「交付申請書」に必要事項を記入、押印して持ち物と一緒に持参ください。

お住まいの地区により受付日が異なりますので、詳細は案内文書を確認ください。

□とき 9月21日(木)、22日(金)、25日(月)、26日(火)、27日(水)

旧恵那市地域の方

□時間 午前9時～午後7時

□ところ 市役所会議棟

恵那南部地域の方

□時間 午前9時～午後5時15分

□ところ お住まいの地域の振興事務所

※市役所会議棟でも受け付け可能ですが、受給者証の交付は後日となりますのでご注意ください。

共通

□対象 身体障害者手帳（1級～4級）か療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）を持つ方

□条件 福祉医療費助成制度では、所得制限を設けています。対象者が受給資格を得るには、平成

28年分の所得が、表1の限度額の範囲内であることが必要です。

※扶養義務者が他市で課税されている場合は、所得課税証明書が必要になります。別世帯かつ同居所で生計を同一にしている者がいる場合は、課税情報を確認する旨の同意書が必要になります

□持ち物 交付申請書、印鑑、健康保険被保険者証、口座番号が分かるもの、平成29年度所得課税証明（該当者のみ）、該当する各種手帳

保険年金課（内線152）

【表1】所得制限の限度額

扶養親族の人数	本人所得制限額	配偶者 / 扶養義務者所得制限額
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人	649万6千円	738万8千円